

○総務省令第九十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の十五中「及び第十六号」を「、第十六号、第五十九号及び第六十号」に改め、同項に次の二号を加える。

五十九 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が

二五ワット以下の無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの（次号に掲げるものを除く。）

六十 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が五

ワット以下の携帯して使用するための無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの

○	○	備設線無の号八十五第項一第条二第
---	---	------------------

○	○	備設線無の号八十五第項一第条二第
○	○	備設線無の号九十五第項一第条二第
○	○	備設線無の号十六第項一第条二第

別表第一号一(3)アの表中

							○	○	
--	--	--	--	--	--	--	---	---	--

を

							○	○	
					2注○		○	○	
					2注○		○	○	

に改め、同表注2を次のように改める。

				○				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

				○				
				○				
				○				

2 デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。

別表第一号一(3)アの表注11中「無線通信規則付録第S十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するためのもの及び」を削り、同(3)ウ中「第四十九条の二十三第一号イ(1)及び(3)」を「第四十九条の二十三第一号イ(2)

--	--	--	--	--	--

」に改める。

「

第2条第1

第2条第1

第2条第1

を

第2条第1項第58号に掲げる無線設備

RU

様式第七号注4の表中

「

項第58号に掲げる無線設備

RU

項第59号に掲げる無線設備

SU

項第60号に掲げる無線設備

TU

に改める。

」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。